

「広告物等景観保全地区の指定」にかかる
意見公募結果について

1. 意見募集期間：令和5年6月20日（火曜）～7月21日（金曜）
2. 意見件数：2件（1通）
3. 意見の概要と本市の考え方
※ご意見の内容は趣旨を損なわない程度に要約しています。

意見の概要	意見に対する本市の考え方
1 基本的に高速道路のインターチェンジ付近というものは車両運転者にとって要注意義務のある場所であり、広告看板はあまり見ていないと思う。どちらかと言うと巨大看板で派手な店名、企業名看板にしているものは、走行時のサブリミナル効果を狙ったものであるから景観破壊などはほとんど係わりのない意味合いであると思う。	本市郊外の高速道路等のインターチェンジ周辺は、神戸への訪問者の目に最初に触れる場所であり、神戸のイメージや魅力に影響を及ぼす地域の顔となる重要な空間と考えています。 一方、郊外のインターチェンジ周辺の一部では、人の目を引くことのみを目的とした大きく派手な広告が乱立し景観の調和を著しく阻害しています。また、交差点付近は、広告看板により信号機や交通標識の視認性を低下させ、交通事故の発生や円滑な移動の妨げとなる恐れも考えられます。 このため、地域の景観に調和するとともに、神戸の玄関口としてふさわしい景観として整序していくことを目的に、郊外インターチェンジ周辺地域を広告物等景観保全地区に指定するものです。
2 広告看板を禁止しても何ら反対しないが、文章化したものでなく企業ロゴマークなどの比較的洗練され、単純化されて大衆に馴染み深くデザインされた看板に誘導するのが良い。	広告看板に表示する内容について、そのデザイン等の洗練度や馴染み深さの程度を客観的な規制基準として定めることは難しいと考えています。広告物等景観保全地区では、広告物の相互間距離や信号機及び道路標識からの距離、広告物の彩度について新たに数値基準を設けました。 周辺の景観と調和した望ましい屋外広告物のあり方については、今後も有識者等の意見も踏まえながら研究していきます。